

# 公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

## 記

### 1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名：「RSC交替勤務者の通勤タクシー運行契約」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数 量：一式
- (4) 作 業 期 間：2025年 4月 1日 から 2026年 3月31日
- (5) 作 業 場 所：別途仕様書指定場所

### 2. 必要書類等の提出場所等

#### (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等

郵便番号：110-0015

所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階

機関名：公益財団法人核物質管理センター

担当部署：総務部 契約課

フリガナ：イイズミ ジュンコ

担当者名：飯泉 順子

電話番号：03-5816-7765

F A X：03-3834-5265

M a i l：keiyaku-info@jnmcc.or.jp

#### (2) 参加意志確認書の提出期限

2025年 2月12日(水) 午後4時まで

公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(電子メール可)  
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。

#### (3) 提出書類(電子メール可)

- ・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の写し(「3.(2)」参照) 1部
- ・資格要件確認書に記載する資料 1部

### 3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

#### (1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。

①成年被後見人

②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)

③破産者で復権を得ない者

④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であつて、その事実があつた後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

#### (2) 2024年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

### 4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。

審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。

応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2025年 1月24日

公益財団法人核物質管理センター  
総務部長 猪狩 和

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

### 参加意思確認書

2025年1月24日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

1. 業務等の名称 「RSC交替勤務者の通勤タクシー運行契約」
2. 添付資料（公募説明書において提出を求めた書類）
  - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）を証する書類
  - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
  - (3) その他必要な書類

所 属  
役 職 名  
氏 名  
電 話 番 号  
F A X 番 号  
電 子 メ ー ル

資格要件確認書												
契約番号	311-003		請求元課室	六ヶ所管理課								
契約件名	RSC交替勤務者の通勤タクシー運行契約		購買区分	C								
参加者名			評価の有無	有(下記のとおり)								
評価項目	仕様書ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄								
				判定	判定理由	判定者						
1 業務の実施・ 管理体制等	1.1	P2	① 業務の実施に十分な人員数及びスキル(業務遂行に必要な有資格等)が確保されていること。 東北運輸局により三沢方面、六ヶ所方面での営業許可を受けていること(免許書の写し)  ② 必要な業務分担(設計開発、製造、調達、試験、検査、保守、設置工事、品質保証等)及び管理体制(品質管理責任者、作業管理者等を含む)がとられていること。			請求元課室長						
	業務の実施体制					請求元課室長						
	1.2					① 受注する製品及びサービスを要求項目に沿って提供できる品質管理システム(設計・開発を含む)が確立していること。  ② 情報セキュリティに対する管理体制が確立していること。			請求元課室長			
	品質管理及び情報セキュリティ体制								請求元課室長			
									1.3	①コンプライアンス違反の有無(有の場合はどのように改善したか。)  ②不適合事象の有無(有の場合はどのように改善したか。)		
	コンプライアンス								請求元課室長			
2 技術確認事項	2.1	(例) P.1 2(3)	(例) ①●●の資格を有する作業員を配置できること。  ②●●の資格を有する技術員●人配置できること。  ③●●を実施する資格を有していること。  ④●●の据付工事において、必要な資格者を従事させることができること。  ⑤建設業の許可を国・県から受けていること。			請求元課室長						
	技術能力の確認						P.1 2(3)					
							P.1 2(3)					
							P.1 2(3)					
							P.1 2(3)					
	2.2	(例) P.2 3(1)	(例) ①●●の製造する設備を持っていること。  ②●●の試験する設備を持っていること。			請求元課室長						
技術設備の確認	P.2 3(3)											

資格要件確認書						
契約番号	311-003		請求元課室	六ヶ所管理課		
契約件名	RSC交替勤務者の通勤タクシー運行契約		購買区分	C		
参加者名			評価の有無	有(下記のとおり)		
評価項目	仕様書ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄		
				判定	判定理由	判定者
2.3 物品性能の確認	(例) P.3 4(1)	(例) ①納品される製品は、● ●の性能要件を満たしていること。				請求元 課室長
	P.3 4(2)	②納品される製品は、● ●の環境でも稼働していること。				
	P.3 4(3)	③空調用冷水設備の性能は次の値を保証すること。				
	P.3 4(4)	④●●時間以上の連続運転を保証すること。				
	P.3 4(5)	⑤納品される物品の● クラス相当の耐震設計基準を満たしていること。				
	P.3 4(6)	⑥納品される製品の● ●年の設計耐用年数を満たしていること。				
2.4 物品の実績の確認	(例) P.4 5(1)	(例) ①過去5年間で、当該製品は、(耐震設計基準● クラスで)納入実績を示すこと。				請求元 課室長
		②過去●年以内に同等製品(同等なサービス)の受注を受けた実績があること。(上記の実績は、当該製品(サービス)に対して重大な不適合を発生させ、発注元に損益を与えた事例がないものとする。)				
2.5 ●●	(例) P5 6(1)	(例) ①工場立会検査に対応できること。				請求元 課室長
	P5 6(2)	②受注者の品質管理システムについて品質監査を実施できること。				

注) 各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し、当該資料を入札仕様書又は見積書に添付のうえ契約担当者へ提出すること。

提出方法 (いずれか) ⇒	電子メール、郵送、持参
押印の省略 ⇒	可

### 資格要件確認書

契約番号: XXX-XXX  
 契約件名: XXXXXXXXXXXXXXXX  
 社名: ●●●●株式会社

社名を記入してください。  
 ※社印は不要です。

請求元  
 購買  
 評価の有無

提出する資料名を記入してください。

評価項目	仕様書ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄		
				判定	判定理由	判定者
1 業務の実 管理体制等		体制 及びその 開発を含む)が確立している こと。	●●資格証(写)  QMS体制図			「センター記入欄」には何も記入しないでください。
		② 情報セキュリティに対する 管理体制 と。	情報 セキュリティ体制 証明書			
2 技術確認事項	2.1 技術能力の 確認	P.1 2(3) ① OOの資格を有する作業 員を配置できること。	●●資格証(写) □□証明書			
	2.2 技術設備の 確認		一覧			
	2.3 物品性能の 確認	P.3 4(1) の性能要件を満たしている こと。	製品のスペックがわかる資 料(カタログ等)			
	2.4 物品の実績 の確認	P.4 5(1) ① 過去5年間で、当該製品 は、(耐震設計基準●クラス で納入実績を示すこと。	納品実績表			

※タイトル行(太線内)は変更しないでください。

本書は、案件ごとに記入してください。  
 記入後の本書と証明資料は、入札仕様書  
 等の書類と合わせて、入札仕様書等の提  
 出期限までにメールまたはFAXにて提出し  
 てください。

複数例示された資料から選  
 択する場合は提出する資料  
 名を○で囲んでください。

例示された資料と提出資料が異なる  
 場合は実際の資料名に訂正してくだ  
 さい。

RSC 交替勤務者の通勤タクシー運行契約

仕 様 書

2025年度

公益財団法人核物質管理センター

## 1. 目的

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下、「センター」という。）六ヶ所保障措置センター（以下、「六ヶ所センター」という。）の交替勤務者が通勤するため、三沢市・おいらせ町方面等（以下、「三沢方面」という。）及び六ヶ所村鷹架・尾駁地区（以下、「村内尾駁」という。）、六ヶ所村泊地区（以下、「村内泊」という。）の指定場所と日本原燃株式会社 H8W 建屋（以下、「JNFL H8W」という。）間のタクシー運行業務について定めたものである。

## 2. 業務内容等

- (1) 運行経路：六ヶ所センターが指定する経路
- (2) 運行時間：六ヶ所センターが指定する時間
- (3) 乗車対象：六ヶ所センター職員
- (4) 車 両：小型タクシー 5 人定員（運転手含む。）
- (5) 台 数：1 台

## 3. 実施場所

- (1) 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付 4-108  
日本原燃再処理工場構内指定場所
- (2) 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附 504-36  
センター六ヶ所センター内指定場所

## 4. 契約期間

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日

## 5. 実施日

本業務を実施する日は、原則として、「4. 契約期間」の毎日実施する。  
(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）も含む。)

## 6. 実施時間

- (1) 本業務の実施時間は以下の通りとする。
  - ① 1 便 1) 三沢方面指定場所を 7 時 20 分頃出発、村内尾駁指定場所を 8 時 00 分頃出発（ただし、六ヶ所センターから乗車の場合は 7 時 55 分頃出発）、村内泊指定場所を 7 時 45 分頃出発、村内尾駁タクシー営業所を 8 時 15 分頃出発し、JNFL H8W に 8 時 30 分頃に到着。
  - 2) JNFL H8W を 9 時 30 分頃出発し、村内尾駁・村内泊・三沢方面指定場所へ送迎。
- ② 2 便 1) 三沢方面指定場所を 15 時 20 分頃出発、村内尾駁指定場所を 16 時 00 分頃出発、村内泊指定場所を 15 時 45 分頃出発し、JNFL H8W に 16 時 30 分頃に到着。
- 2) JNFL H8W を 17 時 30 分頃出発し、村内尾駁・村内泊・三沢方面指定場所へ送迎する。

- ③ 3便 1) 三沢方面指定場所を23時20分頃出発、村内尾駁指定場所を24時00分頃出発、村内泊指定場所を23時45分頃出発し、JNFL H8Wに24時30分頃に到着。
- 2) JNFL H8Wを25時30分頃出発し、村内尾駁・村内泊・三沢方面指定場所へ送迎する。

(2) 補足事項

「片道運行」、「往復運行」、「村内尾駁片道運行」、「村内尾駁往復運行」、「村内泊片道運行」、「村内泊往復運行」の運行形態とする。

例1 片道：三沢指定場所を出発し、JNFL H8W 到着のみ。

例2 往復：三沢指定場所を出発し、JNFL H8W 到着、JNFL H8W を出発し、三沢指定場所へ送迎。

例3 村内尾駁片道：六ヶ所センターを出発し、JNFL H8W 到着のみ。

例4 村内尾駁往復：村内尾駁タクシー営業所を出発し、JNFL H8W 到着、JNFL H8W を出発し、村内尾駁指定場所へ送迎。

例5 村内泊片道：泊指定場所を出発し、JNFL H8W 到着。

例6 村内泊往復：泊指定場所を出発し、JNFL H8W 到着、JNFL H8W を出発し、村内泊指定場所へ送迎。

なお、六ヶ所センターは、冬季または業務の都合により配車時間、ルート変更を指示することができる。

7. 実施方法

- (1) 受注者は、六ヶ所センター管理課が毎週提示する交替勤務者用タクシー配車表に基づき、指定した時間、指定乗車場所に配車し、指定人数（4名以下）を乗車させ、指定場所まで安全に運行する。
- (2) 本業務における運行料金は、「片道運行」、「往復運行」、「村内尾駁片道運行」、「村内尾駁往復運行」、「村内泊片道運行」、「村内泊往復運行」でそれぞれ1運行について、センターと受注者が合意する一定額とし、受注者はその運行料金で運行すること

8. 業務に必要な資格等

- (1) 国土交通省指定 特定旅客自動車運送事業の認可書



## 9. 提出書類

	書類名	指定様式	提出時期	部数
1	品質保証計画書	指定なし	契約後速やかに	1
2	特定旅客自動車運送事業の認可申請書(写)	国土交通省指定様式	申請後速やかに	1
3	特定旅客自動車運送事業の認可書(写)	国土交通省指定様式	認可後速やかに	1
4	完了届兼一般検査調書と支払請求書 (月ごとの明細書を含む)	様式指定あり (明細書は指定様式なし)	翌月7日まで	1
5	その他、六ヶ所センター管理課が必要に応じて提出を求めた書類	六ヶ所センター管理課が指定した場合はその様式、指定しない場合は指定なし	その都度、指定する期日まで	1

(提出場所) 六ヶ所センター管理課

## 10. 検収条件

受注者は、六ヶ所センターが使用した運行料金を月締めで精算し、運行日、運行経路、運行料金、合計金額等が記載された明細書を添付し、完了届兼一般検査調書及び支払請求書を六ヶ所センター管理課に提出する。六ヶ所センターは、完了届兼一般検査調書により本仕様書に定める業務の終了を月毎に検収する。

## 11. 特記事項

- (1) 受注者は、本仕様書、関係法令等を十分に理解した上で、本仕様書に定める業務を実施すること。
- (2) 受注者は、東北運輸局による三沢方面、六ヶ所村での営業許可を受けていること。
- (3) 受注者は、東北運輸局による認可を受けた車両を用いること。
- (4) 受注者は、道路交通法及びその他関係諸法規等を遵守し、安全を心がけ事故の未然防止に努めること。自社の責任の有無にかかわらず、事故発生時の対応、補償等の交渉仲介を行うこと。
- (5) 受注者は、本業務の実施で取扱いまたは知り得た情報、資料をセンター外で発表、公開、若しくは第三者に提供または開示しないこと。
- (6) 六ヶ所センターは、本業務の実施中に受注者の乗務員が受けた傷害または災害に対し、六ヶ所センターに起因する場合を除き、責任を負わない。
- (7) 受注者は、乗務員に対し、本業務を安全かつ清潔に行うに必要な服装を適切に着用させるとともに、必要な教育等を予め実施すること。
- (8) 受注者は、本業務の実施中に何らかの異常を発見または異常発生のおそれがあると判断した時は直ちに六ヶ所センター管理課に通報し、その指示に従うこと。
- (9) 受注者は、本業務の実施に必要な法的手続きの要否を確認し、必要である場合はその手続きを代行する又は六ヶ所センター管理課にその旨を報告すること。

(10) 受注者は、本仕様書に定めのない事項、不明点が生じた場合は、センターと協議し、その決定に従うこと。

以 上